

Title	西比利亞撤兵論 (二)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.2 (1920. 2) ,p.262(120)- 272(130)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200200-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西比利亞撤兵論 (二)

板倉卓造

三、自衛權に訴ふる場合

國家は其存立又は權利が他國の行爲、不行爲又は他國內の出來事に因り現に危険に瀕し此危険を避けんが爲めに他の平穩なる手段に依るの暇なきときは其國に對し實力を加ふることを得べし。國際法上これを國家の自衛權又は自存權と云ふ。(註六)

(註六) 之を權利と稱することを得るやに就てオツメンハイムは消極説を唱へ Right に非ずして「國際法に依り認めらるゝexcuseなり」と云へり(Oppenheimer, International Law, Vol. I, p. 185, Second Edition) 然れども余は一般の通説に従ひ之を權利と呼ぶ可し。

此故に國家が自衛權に訴へて他國に實力即ち兵力を加ふる場合は

I. 國家の存立又は權利が現に危険に瀕することを要す。其危険が未だ發生

せず若しくは遠き將來に發生するものならんには現に危険に瀕するものに非ざるが故に自衛權に訴ふることを得ず。例へば隣國が我國境に對し明に侵略の意思を以て兵力を集中するが如きは國家の存立が現に危険に瀕したるものなれども單に普通に軍備を擴張するの行爲は之に依て現に危険に瀕したるものと認むるを得ざること勿論なり。但し其果して現に危険に瀕するものなりや否やを判斷するものは自國に外ならざるが故に國家は其事實に就て「良心的判斷」(Conscientious judgment) に依て自ら決す可きのみ。而して其危険に瀕するものは單に國家の存立のみならず其他一切の權利に就き苟も危害の切迫したるを自覺するときには自衛權に訴ふることを得べし。從來學者の大多數は國家の存立が危険に瀕したる場合にのみ自衛權の發動を認むと雖も國家は單に其存立のみならず其一切の權利に就て危険の切迫を防衛するの權利を有せざる可からず。然らざれば國家の有する一切の權利は常に安固なるを得ざればなり。況や國家の諸權利は國家そのもの、存立を完全に保持する所以の要素に外ならざるに於てをや。此故に余は故ウエスレーキが自衛權を解して A state may defend itself, by preventive means

if in its conscientious judgment necessary, against attack by another state, threat of attack, or preparations or other conduct from which an intention to attack may reasonably be apprehended 又 避ク其所謂 attack なる意味を In attack we include all violation of the legal rights of itself or of its subjects, whether by the offending state or by its subjects without due repression by it, or ample compensation when the nature of the case admits compensation と説けるを是認するものなり。(註七)

(註七) Westlake, International Law, Part I, pp. 299, 300.

2. 其危険は他國の行爲不行爲又は他國內の出來事に原因することを要す。他國の行爲が危険の原因たる場合は最も普通なり。余は之を積極的原因と名づく。他國の不行爲が原因たる場合は其國が或行爲を爲さざるに因り生ずる危険の謂ひにして例へば其國に在留する自國民の生命財産が暴徒の爲めに危害を加へらるゝも該國政府は其怠慢に因り若しくは無力なるに因り之を保護せず又は保護する能はざる場合に於ける危険は之に屬す。余は之を消極的原因と呼ぶ可し。而して其行爲不行爲が危険の原因たるには其國の惡意に出でたると然らざ

るとは問ふ所に非ざるなり。又他國の出來事が危険の原因たる場合は極めて稀なれども例へば國境附近を流るゝ隣國の河水が遽に氾濫して自國內に流入するの恐ある場合に國家は其河川の堤防を破壊して河水を放流し以て自國の領土及び住民の生命財産の安全を期せざる可がらず。而して其危険の原因たる出來事の責任が當該國家に在ると否とは問ふ所に非ず。

3. 此危険を避くるに他に平穩なる手段に依るの暇なきときに限り實力を用ゆることを要す。平穩なる手段とは一切の外交上の手續を云ふ。例へば對手國に抗議警告を爲し其反省を求むるが如し。若しも是等平穩の手段を用ゆるの餘裕あらんには危険は現に切迫したるものに非ざるが故に直に之に實力を加ふるの要なし。此故に對手國に對して實力を加ふるは或危険が既に切迫近接して之を避くるに他の手段を施すの暇なきまでに直接且つ急迫せる場合にのみ限るものにして現に危険に瀕すと雖も若し他の手段に依りて之を避くることを得んは自衛權に訴ふることを得ざるものと云ふ可し。

即ち凡そ一國が其自衛權に訴へて合法に他國に實力を加へんとするには必ず

以上の三要件を具備せざる可からず。若し是等要件の一にして具はらざるに於ては自衛権の名に依て他國に兵力その他の實力的干渉を加ふること能はざるものなり。之を古來の先例に徴するに内外の國際法の著書に引用せらるゝ最も著名なるもの三件あり。

a. 丁抹艦隊襲撃事件 一八〇七年チルシット條約の後英國は此條約の秘密條項中に佛國は丁抹の艦隊を奪ひ以て之を英國攻撃に使用することを得べき旨を定めたる由を探知したり。依て英國は丁抹に告ぐるに其艦隊を英國に引渡す可きこと戦争終らば之を還附す可きことを以したるに丁抹は之を拒絶したるを以て英國は危險の急なるを感じ其海軍をしてヨーロッパを攻撃し且つ其艦隊を奪去らしめたり。

b. Caroline 號事件 一八三七年加奈陀に内亂を生じたりし際暴徒數百米領なるナイヤガラ河中の一島に據り米人の援助の下に Caroline なる一船を艦裝し將に加奈陀に侵入せんとするや加奈陀政府は之を探知し米領内に軍隊を發し Caroline 號を捕獲し其武器と共にナイヤガラ瀑布に放流したり。米國は其

領土主權を侵害したるものなりとて之に抗議したれども英國は其自衛權に出でたるを辯證して事止みたり。

c. Amelia 島海賊事件 米國フロリダ州なるセントメリース河の河口に Amelia と呼ぶ島あり。一八一七年其島の尙ほ西班牙領なりし頃海賊某の手下に屬する賊徒の一群この島に據り米國及び西班牙の海上貿易を脅したり。然るに西班牙政府は當時その力薄弱にして之を追ふこと能はざりしより米國大統領モンローは軍隊を同島に派遣し其賊徒を驅逐し根據地並に海賊船を破壊せしめたり。

五

國家自衛権の名に依りて一國が他國に兵力を加ふる合法の場合に嚴密なる制限あること果して以上の如しとせば日本軍隊が現に西比利亞に在りて過激派の諸軍と戦ひつゝあるは之を自衛権の作用に依て説明することを得べきや。試に西比利亞の現状と日本駐兵の實情を前記三要件に照して考察するに

I. 西比利亞に於ける過激派の勝利は我國家の存立又は權利を現に危險に

瀕せしむるものなりや。過激派の奉ずる主義はコムニズムにして現代諸國に行はる、政治制度、社會組織を根柢より顛覆するの革命を期圖するものなるが故に何れの國に取りても過激派の主義思想の危険有害なること申すまでもなしと雖も現に露國過激派の期する所は其自國領土の一部たる西比利亞に此主義を行はんとするに在りて固より日本を目指して東進しつゝあるものに非ず。他日或は其所謂ボルセウイズムを日本にも宣傳せんとして西比利亞の過激派が何等かの手段に出づることあるやも知る可からずと雖も少なくとも西比利亞に於ける過激派の活動は其目的に於ても又其實力に於ても日本の存立もしくは如何なる權利も之をして現に危険に瀕せしむる者とは認むるを得ず。他日我に對し如何なる危害を加ふるに至るやも知れずと云ふが如き遠き將來の危険に備へんが爲めに露國內に軍隊を入れ過激派を討伐するものなりとせば政治的もしくは軍略的には何等かの理由を爲し得ざるに非ずと雖も其駐兵の名義は之を國家自衛權に假ることを得ざるなり。ボルセウイズムの侵入を西比利亞の曠野に彈丸を放て防止し得べしと信ずる日本陸軍の無智無謀

は自衛權の假用に依て之を掩ふ能はざる所なり。

2. 國家が其存立又は權利に對して感ずる危険の原因は他國の行爲、不行爲又は他國內の出來事が何たるを問はざるものなるが故に國家が自衛權に訴へて他國に實力を加ふる場合は其範圍甚だ廣しと云はざる可からず。然るに露國は今日恰も無政府の状態にして國內兵亂相續ぎ就中過激派の暴虐は最も甚だしく良民に對して虐殺掠奪を擅にする其蠻狀は殆ど所謂「恐怖時代」を現出したるものなり。其禍害の及ぶ所遂には我西比利亞在留民の生命財産の安全も之を保すること能はざるに至るやも知る可からず。否な現に西比利亞各地に在留する日本人にして過激派暴徒の爲に殺害せられ又は其財産を強奪せられたるもの少なからず。過激派の勢力いよゝ東方に進まば此種の危険はますます甚だしからざるを得ざる可し。果して然らば日本政府は是等西比利亞在留民の保護の爲めに軍隊を露國領土内に入れ進で過激派の暴徒を討伐するは前記 Amelia 島海賊事件の先例に徴するも自衛權に基く當然合法の處置なりと辯するものあるやも知る可からず。世間の一部に西比利亞出兵を辯護するも

の、中に此類の口實を構ふるものあるは余の聞知する所なり。西比利亞の現狀が殆ど無政府に近き有様なるは事實なり。過激派の暴徒が所在に良民を虐殺し又は財物を掠奪しつゝありとの説も屢々傳へらるゝ所なり。日本の在留民中、此災厄に罹りたるもの多少の實例あることも亦從來耳にする所なり。然れども余は未だ曾て日本政府公然の聲明として我軍隊の西比利亞に駐屯し過激派と戦ひつゝある目的は一に在留民の保護に在りとの辯明を承知したることなし。或は之を附帶の理由として出兵を辯明せんとするに至るやも知れずと雖も既に其主たる理由にして合法ならざる以上これに如何なる他の口實を附帶せしむるも畢竟牽強附會の遁辭のみ、斷じて國民を欺く能はざるなり。況や世間に傳へらるゝ過激派の暴虐に就ては餘程割引して之を聞くの要あるのみならず歐露の實狀に徴するも内外の良民は過激派の爲めに決して塵殺せられたるに非ず。現に國民その堵に安んじつゝあるの事實は過激派政府の決して外間に風説せらるゝ如く野蠻猛惡なるものに非ざるを證するに於てをや。更に況や日本在留民の生命財産もしくは西比利亞に於ける我新利權の保護を

云々すと雖も其保護せらる可き目的の質及び量に比して三萬以上の大兵の駐屯は他に重大なる必要の理由なき限り事實上非常に過大なるのみならず或論者が取て以て有力なる理由と爲せる西比利亞新利權云々の如き實は其聲のみ徒に大にして現に殆ど何等價值ある利權を發見したることもなく之を獲得したるものもなき事實なるに於てをや。

3. 自衛權は國家が其急迫を感ずる危険を避くるに他に平穩なる手段に依るの暇なきとき之に訴へて實力を用ゆることを得べきものなりとせば現に無政府もしくは政府の無力なる露國に對し、我の蒙れる危険を除去せんことを彼に求むるは無益の沙汰なるが故に日本は其急迫せる危険を避けんが爲めに軍隊を西比利亞に派遣したるは合法なりと云ふことを得べきが如し。然れども日本政府が今、日まで公式又は非公式に内外に聲明したる所の出兵理由なるものの中にはチェック、スロヴァクの救援と云ひ西比利亞の秩序維持と云ひ若しくは鐵道の管理と云ひ何れも日本の存立又は權利が現に危険に瀕したるを證するものなく貴重なる我兵士は一に露國の爲めに犬馬の勢に服しつゝあ

るものなりとの外、これを推測すること能はざるが故に日本は其存立又は権利が危険に瀕したるが爲めに止むを得ずして出兵したるに非ず。果して然らば露國の現狀が無政府もしくは政府の無力なるが爲めに他に平穩なる手段に訴ふるを得ず、止むを得ずして此に出でたりとの辯明は最初より理由を爲さざるものとして少なくとも日本政府の聲明に於ては日本は露國に對し餘計の干渉を爲しつゝあるものと解せらるゝも辯疏の辭なかる可し。

日本軍隊の西比利亞に於ける行動は之を國家自衛權の作用に依て説明する能はざること即ち斯の如し。然らば合法なる干渉の名に依て之を辯疏することを得べきや。干渉の如何なるものにして如何なる場合に於ける干渉を合法と認む可きや。西比利亞の駐兵は果して合法なる干渉の要件を具備せるや否や。是れ余が更に論明せんと欲する所なり。

雜 錄

英國石炭業委員會

報告の概要(上)

堀江 歸一

英國石炭業委員會報告書中、余の接手したるは中間報告書三冊并に第二段報告書一冊に過ぎず。然れども之を通讀すれば英國に於て石炭業殊に炭礦國有若しくは炭礦管理問題に對する輿論の如何なる趨勢に居り又如何なる歸趣を告ぐ可きやを知るの便と爲るもの少なしとせず。其概要を抜抄す可し。

(一) 第一中間報告

此報告書に署名したるは、委員長サンケイ氏并に委員バルフォア、ダッカム、ロイデンの

三氏にして、二十六個條の勸告と十六個條の報告とより成り、勸告は炭坑に於ける労働時間と賃銀との兩者に關聯す。即ち(一)労働時間に就ては、千九百八年の炭坑制限法即ち通俗に八時間法と稱せらるゝものに於て、坑内労働時間の制限八時間とあるを千九百十九年七月十六日以後七時間とし、尙ほ千九百二十年末に於ける炭坑業の經濟的狀態に依り、千九百二十一年七月十三日以後六時間とし、(二)千九百十九年七月十六日以後炭坑の地上に於ける労働者の労働時間を食事時間を除き、毎週四十六時間とし、(三)炭坑労働者の賃銀に對して、一日二志の増率を施し十六歳以下の労働者には一志の増率を施し(四)是等の勸告を實行する爲めに、千九百十九年七月十六日以後坑内労働者の労働時間に一時間の減縮を來し、又千九百二十一年七月三十一日以後更に一時間の減縮を來す一方に賃銀の増